

## PCB廃棄物の適正処理について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物の処分を期間内に完了するため、現在、PCB使用電気機器への対応を進めておりますが、新たに高濃度PCB含有塗膜についても調査を行います。

### 1 PCB使用電気機器への対応状況

#### (1) 民間事業者等

民間事業者等に保管されているPCB廃棄物について順次処分を進めるとともに、把握ができていないPCB使用電気機器について調査を実施しています。

#### (2) 本市施設

本市においても、保管しているPCB廃棄物の処分を順次進めるとともに、昭和52年3月以前に建てられた各区局の施設について、年度末の完了を目途に、PCB使用安定器の調査を進めています。

### 2 本市施設におけるPCB含有塗膜への対応

#### (1) 概要

環境省通知（平成30年11月28日付）に基づき、本市の対象施設を調査し、PCB含有塗料の使用が判明した場合には、処分期間内の計画的な処分を実施します。

#### (2) 調査対象施設

昭和41年から49年の期間に建設または塗装された、下記に該当する本市施設

- ①橋梁（道路橋、鉄道橋）、②洞門、③排水機場・ダム・水門等、
- ④タンク（石油貯蔵タンク・ガス貯蔵タンク）、⑤船舶

[参考:本市内のPCB廃棄物の処分期間等]

廃棄物種類		処分先	処分期間
高濃度PCB廃棄物 (5,000mg/kg 超)	変圧器、コンデンサー	JESCO東京	平成34(2022)年3月31日まで
	安定器、汚染物等	JESCO北海道	平成35(2023)年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物 (5,000mg/kg 以下)		無害化処理認定事業者等	平成39(2027)年3月31日まで